

掛川市条例第9号

掛川市吉岡彌生顕彰基金条例をここに公布する。

平成28年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市吉岡彌生顕彰基金条例

(設置)

第1条 郷土を代表する偉人である吉岡彌生の功績を顕彰する事業に要する経費に充てるため、掛川市吉岡彌生顕彰基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、寄附金その他の収入をもって積み立て、その額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、掛川市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。